

令和 6 年度平戸市農業委員会第 10 回総会議事録

■開催日時：令和 7 年 1 月 28 日（火）午前 9 時 30 分～午前 10 時 23 分

■開催場所：平戸市役所 3 階 大会議室 ABC

■農業委員：19 人中 17 人出席 欠席委員：10 番、12 番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18 人中 13 人出席 欠席委員：2 番、10 番、11 番、17 番、18 番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0 人

■事務局 浅田事務局次長、寺田班長、金子係長
大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：浅田事務局次長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程 1 開会宣言

日程 2 会長あいさつ

日程 3 議事録署名委員及び書記の指名

日程 4 会務報告

日程 5 議事

報告 第 16 号 使用貸借解約通知書について

議案 第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 第 49 号 非農地通知申出について

議案 第 50 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について

議案 第 51 号 平戸市農地賃借料情報の公表について

議案 第 52 号 平戸市農作業賃金等標準額について

日程 6 閉会

発言者名	会 議 の 概 要
次 長	■日程1 開会宣言 ただいまから、「令和6年度 第10回 平戸市農業委員会総会」を開会いたします。 開会にあたり、会長がご挨拶致します。
会 長	■日程2 会長あいさつ 皆様、おはようございます。第10回総会にご出席いただきましてありがとうございます。 新年に入り初めての総会となります。2月末で3年間の任期に対し1年が過ぎたこととなります。健康に気を付けてください。 本日は、報告1件、議案6件を提案しておりますので、慎重なご審議をお願いします。
事務局	本日は、議席番号10番、12番の農業委員から欠席する旨の連絡があっております。 よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることを報告いたします。 また、推進委員では、2番、10番、11番、17番、18番の委員から欠席する旨の報告があっております。 それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、会長にお願いいたします。
会 長	■日程3 議事録署名委員及び書記の指名 それでは、日程3の議事録署名委員および書記を指名いたします。 平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定による議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議事録署名委員に議席番号3番委員、4番委員、書記に事務局次長を指名いたします。 以上で日程3を終わります。

	■日程４ 会務報告
会 長	次に、日程４、会務報告について、事務局から報告をいたします。
事務局	それでは、議案書の１ページをお願いします。 １月の会務報告をいたします。（１月会務報告を報告） ２月の会務予定を申し上げます。（２月会務予定を報告） 以上で報告を終わります。
会 長	それでは、２月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。 ２月の総会を令和７年２月２６日（水曜日）午前９時３０分からとし、場所は、平戸市役所３階大会議室において開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議がありませんので、２月の総会を令和７年２月２６日（水曜日）午前９時３０分からとし、場所は、平戸市役所３階大会議室において、開催いたします。
	■日程５ 議事
会 長	次に、日程５、議事に入ります。
	《報告第１６号 使用貸借解約通知書について》
会 長	報告第１６号について、事務局からの報告を求めます。
事務局	議案書は２ページ、３ページとなります。 報告第１６号使用貸借解約通知書について、番号１番、貸人、借人については、記載のとおりです。貸借農地は田平町以善免字田代５８４番、現況地目は田で、面積は２,４８８㎡、外２筆、合計面積３,１５７㎡、契約内容は備考欄のとおりです。解約理由は、借人に所有権移転するためです。 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「意見なし」
会 長	意見が無いようですので、報告第１６号を終わります。

会 長	《議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》 次に、議案第 47 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 4 ページ、5 ページをご覧ください。 議案第 47 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、今回、5 件の申請がっております。 番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、紐差町字菅牟田 1485 番、地目は田で、地積が 1,335 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（売買）です。 番号 2 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町以善免字田代 584 番外 2 筆、地目は田で、地積合計が 3,157 m²、経営規模拡大のための所有権移転（贈与）となります。 番号 3 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、野子町字大坪 4075 番 1、地目は田で、地積が 998 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（売買）となります。 番号 4 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、生月町里免字代作 3303 番 1、地目は田で、地積が 563 m²、家庭菜園として利用するための所有権移転（贈与）となります。 番号 5 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、大島村的山川内字舟越 1255 番 7、地目は田で、地積が 1,198 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（贈与）となります。 （スライドにより位置、現況写真等について説明。） 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 47 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 47 号について、原案のとおり決定いたします。
会 長	《議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》 次に、議案第 48 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。

事務局	議案書の 6 ページから 7 ページをご覧ください。 議案第 48 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、今回、1 件の申請があります。 番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地は、辻町字前田 154 番 3、地目は田で、地積が 306 m²、用途は一般個人住宅、契約は親子間の使用貸借権となります。(スライドにより位置、現況写真等について説明) 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで現地に立ち会われました、関係委員の補足説明をお願いします。
18 番委員	「番号 1 : 補足説明」
会 長	関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 48 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 48 号について、原案のとおり決定いたします。
	《議案第 49 号 非農地通知申出について》
会 長	次に、議案第 49 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 8 ページから 9 ページをご覧ください。 議案第 43 号、非農地通知申出について、今回、1 件の申出があります。 番号 1 番、申出人は記載のとおりで、申出を受けた土地については、前津吉町字二ノ坪 173 番 1、地目は田で、地積が 382 m²となります。(スライドにより位置、現況写真等について説明) 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで現地に立ち会われました、関係委員の補足説明をお願いします。
18 番委員	「番号 1 : 補足説明」

会 長	関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 49 号について、原案のとおり非農地として判断することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 49 号について、原案のとおり非農地であると判断します。
	《議案第 50 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について》
会 長	次に、議案第 50 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書 10 ページから 12 ページとなります。 議案第 50 号、農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について、項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借の設定（借受・転貸一体型）となります。 整理番号 1 番、農地中間管理機構に使用貸借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて使用貸借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。 権利を設定する土地は、大久保町字東田ノ浦 77 番 1、現況地目は田で、面積が 3,258 m ² 、設定する権利については、記載のとおりとなります。整理番号 2 番については、ご一読をお願いします。 合計で件数 2 件、筆数 2 筆、合計面積 3,638 m ² となります。 説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりました、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 50 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」

会 長	異議なしと認め、議案第 50 号について、原案のとおり決定いたします。 《議案第 51 号 平戸市農地賃借料情報の公表について》
会 長	次に、議案第 51 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案第 51 号 平戸市農地賃借料情報の公表について、議案の説明は 13 ページとなります。 農業委員会では、農地利用の最適化などに向けて、農地に関する情報等を広く周知、公開しているものです。その中で、農地の賃借料、反当たりの賃借料を毎年、結果をとりまとめて、翌年度の参考にするため公開しているものです。 議案書の 14 ページをご覧ください。令和 6 年 1 月から 12 月までに締結された利用権を設定された賃借料を取りまとめたものです。貸借された農地は、32.16ha で、農地中間管理機構を通じた貸借となります。田については、田平地区、大島地区だけとなっており、全地区平均で 10 a 当たり 6,600 円となります。物納の場合は、10 a 当たり玄米で 60 k g と農水省が示しておりますので、これを利用しております。畑については、10 a 当たり 4,800 円となります。以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりました、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 51 号について、原案のとおり決定し公表することに、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 51 号について、原案のとおり決定し、公表します。 《議案第 52 号 平戸市農作業賃金等標準額について》
会 長	次に、議案第 52 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。

事務局	議案第 52 号 平戸市農作業賃金等標準額について、議案の説明は 16 ページとなります。議案 51 号と同様に、農作業賃金等の情報を広く周知、公開するものです。議案書の 17 ページ、18 ページをご覧ください。主に農作業の 1 日当たりの賃金を示しております。長崎県の最低賃金が 1 時間当たり 953 円となっていることから、参考にして設定しております。以上で説明を終わります。
会 長	事務局からの提案・説明が終わりました、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。
3 番委員	17 ページの他市の状況について、賃金は表示しているが作業名が書いてないので、どのように見てよいのか。
事務局	本市の表に沿っておりますので、その表の作業名を参考にしてください。
会 長	他にありませんか。
5 番委員	水稻中苗育苗について、農協では、箱当たり 900 円となっておりますが、本市では 700 円となっている、どうしてでしょうか。
事務局	農協では箱処理剤を含めたものであると考えます。700 円に設定したのは、農業会議で取りまとめた九州の指標を参考にして決めております。
会 長	他にありませんか。
3 番委員	トラクターの耕耘・整地の賃金は、増額していませんが、燃油の高騰を考えると増額するべきと考える。
事務局	燃油は受託者が負担すると考えているが、最終的には双方の協議により定めることにしております。
14 番委員	農協理事の立場として育苗箱の価格について述べますと、事務局で回答した内容で箱処理剤の使用で価格が高めとなっております。 あと、ドローンを使った防除が普及してきているが、賃金の設定はどうなっているのか。
事務局	ここに示している薬剤散布は、背負って行う防除であります。今後は、ドローンも含めた空中散布防除も考えていきます。
会 長	他にありませんか。
委員一同	「質疑なし」

会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 52 号について、原案のとおり決定し公表することに、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 52 号について、原案のとおり決定し、公表します。 ■ 日程 6 閉会
会 長	以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。 以上をもちまして、令和 6 年度平戸市農業委員会第 10 回総会を閉会いたします。

閉会時刻：10 時 23 分

議 長

印

議事録署名人

議席番号 3 番委員

印

議席番号 4 番委員

印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏 名
北 部	5	岡 村 勝 彦
	17	前 原 正 行
	16	寺 田 俊 雄
	8	神 田 孝 夫
	4	榊 屋 可 恵
中 部	7	川 上 武 夫
	14	塚 本 憲 章
	6	松 山 矢 市
南 部	18	青 崎 日 出 男
	1	山 口 隆 徳
	9	針 尾 庄 作
生 月	11	谷 本 雅 嗣
	19	川 村 政 幸
	13	蜜 山 隆 満
田 平	3	松 本 一 郎
	2	川 尻 修 治
	15	大 山 荒 助
大 島	10	藤 沢 和 正
	12	松 山 浩 幸